

信用保証の申込をされるお客様へ

お申し込みに当たってのお願い

北海道信用保証協会

- 1 信用保証委託申込書・申込人（企業）概要等の申込関係書類には、現時点における状況をお書きください。
信用保証協会は、皆様の立場にたって業務を行っており、皆様の営業内容については、決して他に漏らすことはありませんので、申込関係書類には安心してありのままをご記入ください。
なお、不実の記載をされますと保証をお断りすることがあります。
- 2 営業の内容、ご返済のことによくお考えのうえ、事業上必要な金額だけをお申し込みください。
なお、保証の諾否および金額等については、信用保証協会の審査により決定させていただきます。
- 3 決算書等、お申し込みにあたって必要な添付書類は、裏面の一覧表にあるとおりですが、金融機関の指示に従ってご提出ください。
なお、以後も必要に応じ決算書や定款等の提出をお願いすることができます。
- 4 お申込時にいただいた書類は、決算書（確定申告書）原本を除き、原則としてお返しいたしませんのでご了承ください。
- 5 信用保証協会は、信用保証を行うにあたって所定の信用保証料以外（例えば手数料、調査料、相談料、用紙代など）は一切いただきません。所定の信用保証料は共同保証人である金融機関を経ていただきます。
- 6 社債を償還期日前に買入消却された場合には信用保証料の一部を返戻できませんので、予めご了承下さい。
- 7 斡旋料、仲介手数料等を要求するいわゆる金融斡旋屋にご注意ください。信用保証協会では金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は一切取扱い致しません。

ご利用の資格等

企業規模

資本金または従業員数のいずれか一方が下表に該当している **会社** がご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

*一部の業種（政令特例業種）については、従業員数の制限が上表と異なります。（例：サービス業のうち旅館業は従業員200人以下）

業種

業種によってはご利用いただけない場合もあります。

所在地・歴史

協会の業務区域内において、事業を行っている方を対象としています。

許認可等

許認可等を要する事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

資金使途

事業上必要とする運転資金または設備資金に限ります。

適債基準

特定社債保証を受けるには一定の適債基準を満たしていることが必要となります。

適債基準	純資産額（必須要件）	ストック要件（1つ以上充足）	フロー要件（1つ以上充足）
	5千万円以上 3億円未満	1 自己資本比率20%以上 2 純資産倍率2.0倍以上	1 使用総資本事業利益率10%以上 2 インレット・キャッシュ・レシオ2.0倍以上
	3億円以上 5億円未満	1 自己資本比率20%以上 2 純資産倍率1.5倍以上	1 使用総資本事業利益率10%以上 2 インレット・キャッシュ・レシオ1.5倍以上
	5億円以上	1 自己資本比率15%以上 2 純資産倍率1.5倍以上	1 使用総資本事業利益率5%以上 2 インレット・キャッシュ・レシオ1.0倍以上

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、信用保証協会までお問い合わせください。

北海道信用保証協会 住所：〒060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
電話番号（代表）：011-241-5554 ホームページアドレス：<https://www.cgc-hokkaido.or.jp>